



オーガニックやまぐち

産直部会の認証シールの表示について

山口市有機農業推進協議会役員会

「JA グリーンコア」において、「オーガニック山口」のぼりやポップ等の掲示物が撤去されるという問題が起きました。

そこでその経緯や役員会としての考え方について会員の皆さんにお知らせしたく、法律に詳しい役員の福田智里さんに役員会の立場での取りまとめをお願いしました。今回の問題について、ご承知おきくださいますよう、改めてお願いします。

ご不明な点等ありましたら、東までお尋ねください。

今回の問題の経過は

6月12日、山口市佐山のJAグリーンコアに、運営母体であるJA全農の監査がありました。その際、山口市有機農業推進協議会産直部会の売り場において「オーガニック山口」の幟やポップ等の掲示物が「日本農林規格等に関する法律(通称：JAS法)」に違反をしている可能性を指摘され、その日のうちに掲示物は売り場から撤去されました。

6月20日、役員会において報告を受け、JAS法を確認して協議した結果、幟等の掲示物ではなく認証シールについて違反をしている可能性が高いという結論に至りました。

6月26日、産直部会の原田正暉会長がシール使用の可否について、農林水産省中四国農政局へ問い合わせをしました。担当者からの回答は、「オーガニック山口」のロゴマークを有機JAS未取得の農産物に対して貼付することは、たとえ独自の認証基準を整備し、その基準を満たしていることを表示したとしても、農産物の包装や容器へ貼付することは、紛らわしく、誤認を与えるおそれがあることから、JAS法に違反する場合がある、との指摘でした。

法律的解釈は

法律上、「有機」「オーガニック」「ORGANIC」と表示できるのは、有機JAS認証を受け、JASマークを表示した農産物や加工食品のみです。例外は一切認められていません。表示に関する規定は、農産物・畜産物・加工食品の「包装・容器・送り状」に適用されます。別法令での規制がある可能性はありますが、JAS法においては、団体名や幟、店頭のポップなどの掲示物に対する規制はありません。

役員会としての考え方

私たちは有機農業の普及を目指し、有機JASとは別に独自の厳格な有機認証制度を設けて運動を広げてきました。しかしながら、どんなに熱意をもって志高く、そして誠実な態度で独自の有機認証制度で厳格な審査を通していったとしても、「オーガニック山口」と記載された認証シールの貼付けは、JAS法に違反する可能性が高いのです。ちなみに、違反

した場合の罰則規定は厳しく、1年以下の拘禁刑や100万円以下の罰金刑が課される内容となっています。

このため会員の皆さんは今回の問題をご理解いたき、認証農業者の皆さんには今後の認証シールの取扱についてお知らせすることとしました。



うっきーの突撃レポート

“山口市から大きな「ゆうきの波」が広がっています！”

協議会委員で食育委員長・食育指導士うっきーこと西本葉子さんに、今回は当協議会による給食研修会とエシカル食育講座の報告、農家さん達が出店した第二回ゆめマルシェの様子をご紹介いたします。ホームページにも掲載しますが、会報でも報告させていただきます。うっきーさんの分かりやすい文章をご賞味ください。

食育指導士うっきー西本葉子です。

今年度はイベントが盛りだくさん！消費者への啓発もじわじわと広がり、山口市の取り組みが県下で注目されていることを感じています。

畠から献立”を考える かきのき村の有機給食の工夫

島根県吉賀町の「ゆうきの里かきのき村」では、農家と学校が力を合わせ、地域と子どもをつなぐ「有機給食」の取り組みが盛んです。

その実例を学ぼうと、8月23日(土)、山口市宮野地域交流センターで講師二名をお迎えして「給食研修会」を開催しました。



<当日は満員御礼の盛会となりました。>

まずお一人目の講師：福原庄史さん(食と農かきのきむら企業組合 副理事長)から、有機農業が注目された歴史的な背景と、有機野菜を作ることが柿木村の農家さんの経済基盤となっていました流れについてお話をいただきました。



かつて瀬戸内海工業地帯の環境汚染をきっかけに、意識の高い消費者が集まり、柿木村で自給用に作っていた無農薬野菜を販売して欲しいという要望があったそうです。この自給農作物と味噌などの加工品の需要が広がり、有機野菜づくりが村の経済を支え、今では学校給食を支えるまでに育っていったそうです。

当時の福原さんは行政者として農村支援に熱心に取り組んでおられたそうです。

続いては、栄養教諭・武岡真由美さん(現職:吉賀町六日市小学校/前職:吉賀町柿木小学校)から、学校給食の現場のお話をお聞きしました。

島根県吉賀町柿木小学校では、有機農家と栄養教諭が「畠会議」を開き、畠の状況に合わせて献立を考える「畠から献立をつくる」給食を実践。

旬の野菜に合わせた柔軟な献立づくり(例:キュウリがない時期はブロッコリーでポテサラ)も子ども達に好評だそうです。

吉賀町ではオーガニックビレッジ宣言もされていますが、全体でのオーガニック給食の実現はまだ途上中。でも、「やると決めたらやるだけ」と福原さんから熱いメッセージが共有されました。

吉敷母推さんとコラボ！ “エシカル食育講座”実践報告

9月12日(金)、吉敷地域交流センターにて、「吉敷地区母子推進員」と「山口市有機農業推進協議会・食育委員会」のコラボによるエシカル食育講座を開催しました。

オーガニックやまぐち農家さんのエコ100米や野菜、秋川牧園の鶏肉を使い、ボーンブロスや照り焼きなどの献立をお母さん方と楽しく調理体験を行いました。



うつきーによる紙芝居や食育講話も行われ、親子で楽しく学ぶ時間となりました。小さな子どもを持つお母さん方の環境や食の安全への関心の高まりを感じる会となりました。



取り分け離乳食

塩加減を柔らかく作ったスープと、そのスープの蒸気で蒸した温野菜！
赤ちゃんと一緒に美味しく食べられる嬉しい献立！

“つくる人”と“食べる人”と未来をつなぐ 第二回「ゆめマルシェ」開催！

9月28日(日)、ゆめタウン山口で「第二回未来へつながるゆめマルシェ～食べよう！地元に優しい農産物～」が開催されました。



このイベントのすごいところは、「中国四国農政局山口県拠点」が主催し、「ゆめタウン山口」が協力している点です。

出店者には、国が推進する環境負荷軽減の取り組み「見える化」ラベルへの協力を呼びかけており、さらに出店料についても配慮がなされています。

こうした工夫により、幅広い層に環境への関心を広めることができ、山口県内の有機農家さんや環境配慮型の加工業者さんが大型商業施設に会する貴重な場となっています。



農家さんが
ステージで紹介
される場面が消
費者との良い出
会いの機会に！

みんなが力を合わせて未来をつくるエシカルな心を、次の世代へつなげていきましょう。

“菌ちゃん農法”は“世界を救う農法”？

～“菌ちゃん農法”の勧め（第三弾）～



糸状菌の付いた菌ちゃんのエサ

第25号に続き第3回目となる第29号では、“菌ちゃん農法”的土づくりのポイントについて書かせていただきます。ポイントは2つあります。

まず1つ目のポイントは、野菜を植える前に、**糸状菌**ができるだけ土の中で**繁殖**させておくことです。

この**糸状菌**は、野菜にくっついて**野菜の根**になってくれるだけでなく、空気中の窒素を固定する微生物などの土壤微生物を元気にします。そのために**時間が必要**となるのです。

菌ちゃん（微生物の愛称）のエサとなる有機物も仕込んで、菌ちゃんに増えてもらつてから野菜を植えます

具体的には、土の上に落ち葉、枝切れ、竹、倒木、もみ殻、草などを敷いて、適度に湿らせ、**黒ポリマルチ**で覆うのです。

2つ目のポイントは、糸状菌が付いた菌ちゃんの**エサの確保**です。

自治会での清掃活動の際に、集まった落葉や枝や竹を雨のあたる場所に積んでおけば、糸状菌ができます。こうやって大切な有機物を焼却場に出さずに循環させることで、地球への負担を少なくすることができます。

山に行ったら道ばたの側溝にたまつた落葉や枯れ枝を持ち帰ります。多くの人々が同様のことをすることにより、里山の整備に繋がる可能性が出てきます。これらの廃棄物にはすでに糸状菌がついていることも多く、“菌ちゃん農法”ではすぐに使えます。

【文責：東孝次委員】

今年も開催されます！ 協議会会員も多数出展します！

オーガニック&ナチュラルライフ ガーデンフェア

■日時 令和7年11月2日(日)午前9時～午後3時

■場所 山口市中央公園（山口市中園町7）

■内容 ファーマーズマーケット（有機栽培や減化学肥料などの取組により生産された生産物や加工品の販売）、キッチンカー、ワークショップのほか、健康や食にかかるトーキイベントなどもあります。

■問い合わせ 山口市農林水産部農業振興課

TEL:083-934-2817

E-mail:n-shinkou@city.yamaguchi.lg.jp

■その他 詳しくは山口市WEBサイトをご覧ください。

ご来場の際は、公共交通をご利用ください。

山口市有機農業推進協議会

【事務局】

山口市農業振興課 TEL:083-934-2817 FAX:083-934-2651

E-mail:n-shinkou@city.yamaguchi.lg.jp